重要なお知らせ

生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付
償還開始以降の償還金一部免除の手続きについて

本通知は「償還金一部免除」の免除申請についてのご案内です。同封の申請書左頁の「対象年度確認表」に記載された一部免除要件にあてはまる場合は、申請書に必要書類を添付し手続を行ってください。
償還金一部免除が決定すると、貸付金の一部を返済 いただく必要がなくなります。償還免除決定日により免除額に差異が生じますので、速やかに申請いただきますようお願いいたします。

●償還免除申請について

貸付ごとにそれぞれ免除申請の手続きが必要です。 同封の申請書の左頁（対象年度確認表）に記載の表をご参照のうえ、対象貸付と免除要件をご確認ください。免除の対象となる場合は同封の申請書とともに、貸付毎に必要書類を添付の上ご返送ください。

●必要書類について

必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

項番 No.	申請に必要な書類	セルフ チェック欄
①	**償還免除申請書**　※同封しているA3の用紙の右側部分	□
②	**住民票** ※必ず下記の条件を満たす住民票をご送付ください。 ・**世帯主の記載**があるもの ・「**世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する**」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・事務センターへの到着日を起点に**3か月以内**に発行のもの	□
③	**非課税証明書** ・**必要な年度の非課税証明書（「対象年度確認表」要参照）** ・均等割、所得割の両方が非課税である ・借受人以外が世帯主の場合は世帯主の非課税証明書（**借受人の非課税証明書と同年度**）も必要	□借受人 □世帯主

※償還免除申請には審査があり、約2～3ヶ月お時間を頂戴する場合があります。

※償還免除申請の結果は郵送にて「決定通知書」を送付いたします。お電話での回答はいたしかねますので何卒ご了承ください。

※免除額につきましては「決定通知書」にてご確認ください。
免除額の概算につきましては裏面の「償還免除額について」をご参照ください。

【申請・問い合わせ先】
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会　福祉資金部(コロナ特例貸付担当)
【電話番号】050-2018-7007　【受付時間】平日 9：30～16：00

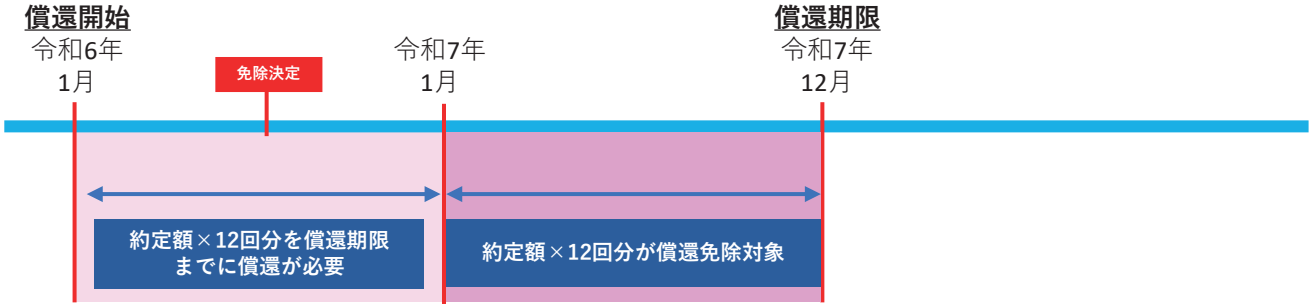
http://www.chibakenshakyo.com/0000covid_info_2023.php

償還免除額について

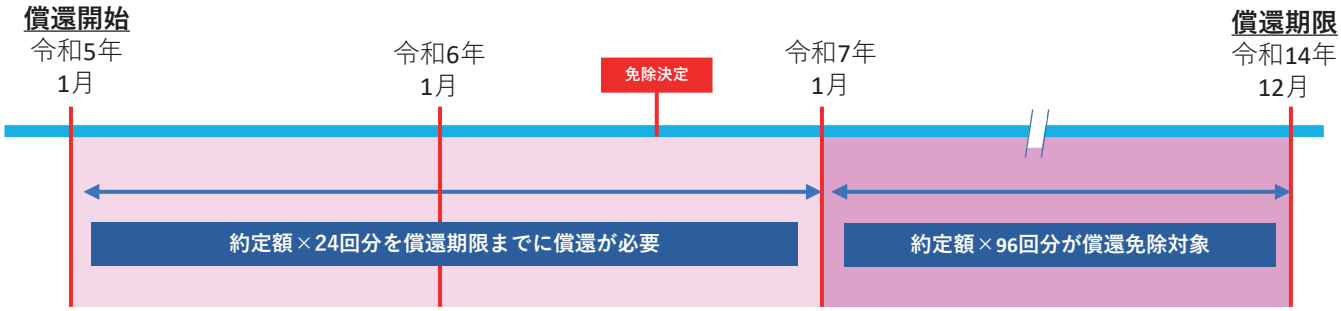
●免除額は審査により免除が決定した時点で確定いたします。償還免除決定後、最初に到来する「償還開始月(基準月)」以降の計画額が免除となります。

※償還開始月が「1月」の場合は、翌年以降の毎年「1月」が基準月となります。

例1.　償還回数が24回の場合

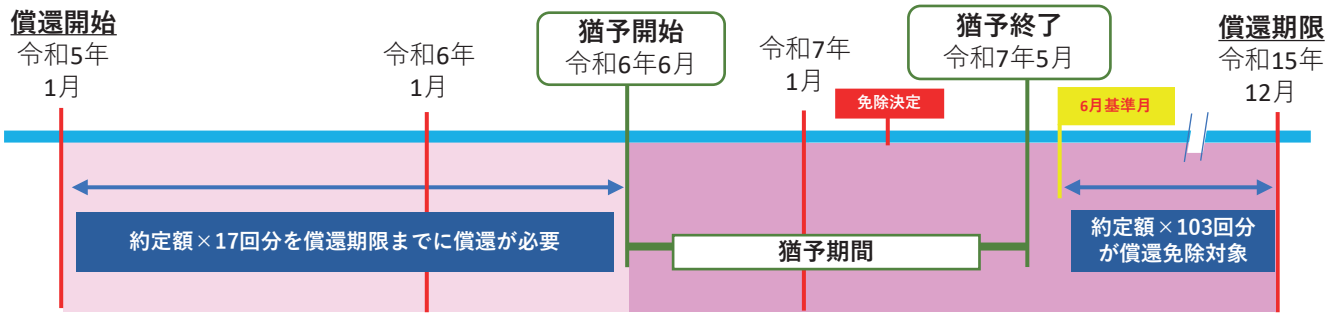


例2.　償還回数が120回の場合



●償還猶予を受けている場合は下記の通り猶予期間終了の翌月が基準月に変更となります。

例3.　償還回数が120回、償還猶予期間中に免除決定された場合



例4.　償還回数が120回、償還猶予後に免除決定された場合

